

令和7年3月11日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

## 令和7年岩手県大船渡市において発生した大規模火災にかかる予防接種の取扱いについて

平素は、本会活動の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡に関し、このたび日本医師会より通知がありました。

本事務連絡は、今般の災害を踏まえ、予防接種法に基づく定期接種に係る予防接種について、定期接種を受けることが困難な者(被災者)が、居住地以外の市区町村において実施を希望する場合等の取扱を下記のとおり連絡するものです。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

### 記

1. 居住地外市町村において定期接種を実施する場合、一般的には居住地の長から居住地外市町村長に対して定期接種の実施依頼が行われているが、本災害により居住地の長が実施依頼を行うことが困難な場合には、被災者からの定期接種実施希望の申出を以て居住地の長からの予防接種実施依頼があったものとし、居住地外市町村において定期接種を実施して差し支えないこと。
2. 当該定期接種の実施に当たっては、被災者がおかれている状況を考慮し、予診の徹底など健康状態を十分に把握した上で実施すること。
3. 今般の災害により規定の接種時期に定期接種を受けることのできなかつた被災者については、規定する時期を超えた場合(※)にあっても、当該定期接種を受けることが可能であること。

※ 原則的に、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年を経過するまでの間は、定期接種の対象とする。ただし、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びH i b感染症(乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを使用する場合を除く。)については15歳(予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)第9条及び第10条の規定により沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン及び沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチンを使用する場合に限る。)、結核については4歳、H i b感染症(乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを使用する場合に限る。)については10歳、肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)については6歳に達するまでの間に限る。

※ 肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)については、当該特別の事情がなくなった日から起算して1年を経過するまでの間は、定期接種の対象とする。

### 【参考】

日本医師会メンバーズルームから別添文書の閲覧が可能です。

[https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/kenko2/2024ken2\\_2084.pdf](https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/kenko2/2024ken2_2084.pdf)

※閲覧にはユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID(日医刊行物送付番号)の10桁の数字(半角で入力)です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字(半角)

大阪府医師会地域医療1課 TEL:06-6763-7012